
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）においてお示しした、ステップ 2 で個別に取り上げる論点のうち、監督当局等（監督当局及び監督当局以外の機関を含む。以下同様。）から示されたガイダンスやレターの考慮に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）及び第 176 回金融商品専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）では、新型コロナウイルス感染症の影響下で監督当局等から IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の適用に関するガイダンスやレターが公表されている旨をお示しした。これまでの審議では、海外の金融機関は監督当局等のガイダンスも踏まえた上で実務適用していることから、IFRS 基準の予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルを基礎とした金融資産の減損モデルを我が国に導入するにあたり、実務上の取扱いの明確化に資するものは取り入れるべきとの意見や、実務の柔軟性を損なう可能性への懸念から、その取扱いには慎重であるべきといった意見が聞かれている。これらのさまざまな意見を頂いているため、本資料においてその内容を確認し、ステップ 2 で取り入れるべきものがあるかについて検討を行う。

（監督当局等のガイダンスを取り込むことを検討すべきとの意見）

- (1) 監督当局から示されたガイダンスやレターを取り入れる検討も行って頂きたい（第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催））。
- (2) 規範性の無い教育文書に記載する項目として、当局ガイダンスやレター及び将来予測情報など他の論点についても含めるのか検討頂きたい（第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 7 月 25 日開催））。

(監督当局等のガイダンスを取り込むことに慎重であるべきという意見)

- (1) 柔軟性を持った基準開発となることが予想されるため、細かいレターやガイダンスまで検討する必要はないと考える(第176回金融商品専門委員会(2022年2月16日開催))。
- (2) 複数の経済シナリオによる確率加重の方法や考えは、ITG、GPPC、BCBSによる会計基準外のガイダンスも踏まえ、コロナ禍も経た実務の中で形成されてきたものであり、偏りのない確率を織り込む方法は色々考えられる。そのため、ひとつの方法が基準上の要求事項として一律に求められると受け止められないようにする必要があると考える(第181回金融商品専門委員会(2022年5月25日開催))。
- (3) ガイダンスやレターで強調されたIFRS第9号の原則に係る柔軟性や見積りにおける経営者の判断等の考え方のうち、会計基準の中で参照することが可能であり、かつそれが適切な言及等についてはガイダンスに反映すべきではないか(第181回金融商品専門委員会(2022年5月25日開催))。

III. 監督当局等のガイダンスの確認

(監督当局等のガイダンス)

3. IFRS第9号の適用に関するガイダンスとして、監督当局等から次の(1)から(7)の文書が公表されている。なお、(6)及び(7)の位置付けは監督当局の文書とは大きく異なるものの、IFRS第9号の適用に関連するため、本資料では参考として取り上げた上で検討を行う。

各ガイダンスの概要は、審議事項(3)-2参考資料にてお示ししているが、同資料は各ガイダンスの主な内容をASBJ事務局が項目ごとにサマリしたものであり、各文書のガイダンスをすべて取り上げている訳ではない。また、翻訳はすべてASBJ事務局の仮訳である。

IFRS 第 9 号の適用に関する監督当局のガイダンス

- (1) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」¹ (2015 年 12 月公表)

ECL の枠組みを導入及び適用する上で健全な信用リスク管理の実務に関する銀行への監督上の期待が示されており、特に、ガバナンスや実務におけるプロセスに関するガイダンスが示されている。また、その補論では、IFRS を適用する銀行に適用される監督上の要求事項が示されている。

新型コロナウイルス感染症の影響下において発出されたガイダンス

- (2) 欧州証券市場監督局 (ESMA) 「IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失の算定における COVID-19 アウトブレイクが及ぼす会計上の影響」² (2020 年 3 月公表)

新型コロナウイルス感染症の影響下の EU において、IFRS 第 9 号の一貫した適用を促進することを目的として、欧州各国や EU の公的支援に対する会計上の課題への対応策が示されている。本ガイダンスでは、IFRS 第 9 号の原則主義は、新型コロナウイルス感染症の発生と、関連する公共政策措置の具体的な状況を忠実に反映するために十分な柔軟性を有している点が強調されている。

- (3) 欧州銀行監督機構 (EBA) 「COVID-19 救済策を踏まえた、デフォルト、条件緩和及び IFRS 第 9 号に関する健全な枠組みの適用に関する声明」³ (2020 年 3 月公表)

新型コロナウイルス感染症の影響下において、健全な銀行監督の枠組みを機能させるために、①デフォルトした貸付金の分類、②条件緩和したエクスポージャーの識別、③会計上の取扱いについて、一貫した適用方法を明確化するガイダンスが示されている。

¹ Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses (2015 年 12 月)

² Accounting implications of the COVID-19 outbreak on the calculation of expected credit losses in accordance with IFRS 9 (2020 年 3 月)

³ Statement on the application of the prudential framework regarding Default, Forbearance and IFRS9 in light of COVID-19 measures (2020 年 3 月)

- (4) 欧州中央銀行 (ECB) 「コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックの文脈における IFRS 第 9 号」⁴ (2020 年 4 月公表)

欧州の重要な銀行に対して、新型コロナウイルス感染症の影響下では、ECL の見積りにおいて過度に景気循環の仮定を用いることがないように、将来予測情報の使用に関連し、特に、①SICR の集合的評価、②長期マクロ経済予測の使用及び③特定の年のマクロ経済予測の使用について追加的なガイダンス及び参考資料が示されている。

本文書は、金融機関が 2019 年度末及び 2020 年第 1 四半期の財務諸表を作成する上では、IFRS 第 9 号に従って独自の仮定を置き、ECL の見積りを行うべきではあるが、不確実性が高まっている現状及び新型コロナウイルス感染症の影響に関する合理的で裏付け可能な将来予測情報の入手が非常に限定されていることから、ECL を見積る際に本ガイダンスを考慮することを期待することが示されている。

- (5) 英国健全性監督機構 (PRA) 「COVID-19 : IFRS 第 9 号、所要自己資本及び融資契約」⁵ (2020 年 3 月公表)

デフォルトに関する IFRS 第 9 号と規制上の定義、新型コロナウイルス感染症の影響下によりコベナントに抵触した借手の取扱い及び IFRS 第 9 号の規制資本上の取扱いに関するガイダンスが示されている。特に、本文書は、2019 年度末及び 2020 年第 1 四半期の財務諸表を作成する企業が ECL の見積りを決定する際に関係するものであると示されている。

(参考) 監督当局以外の IFRS 第 9 号の適用に関するガイダンス

- (6) IASB 文書「IFRS 第 9 号及び covid-19 のパンデミックによる現在の不確実性を考慮した IFRS 第 9 号『金融商品』に基づく予想信用損失の会計処理」⁶ (2020 年 3 月公表)

ECL の会計処理において、IFRS 第 9 号の要求事項の一貫した適用をサポートすることを意図し、新型コロナウイルス感染症の影響をどのように反映するかに関連する IFRS 第 9 号の要求事項が強調されている。したがって、本文書は、

⁴ IFRS 9 in the context of the coronavirus (COVID-19) pandemic (2020 年 4 月)

⁵ Covid-19: IFRS 9, capital requirements and loan covenants (2020 年 3 月公表)

⁶ IFRS 9 and covid-19 Accounting for expected credit losses applying IFRS 9 Financial Instruments in the light of current uncertainty resulting from the covid-19 pandemic (2020 年 3 月公表)

IFRS 第 9 号の要求事項を変更、削除又は追加するものではないとされている。

なお、IASB は本文書の公表にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下での IFRS 第 9 号の適用に関する取扱いについて監督当局と連携しており、その内容は上記 (2) から (5) と互いに整合的であり、補完する関係にあると位置付けている。

- (7) 大手会計ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (GPPC) 「IFRS 第 9 号における予想信用損失の見積りによる重要な虚偽記載のリスクに対する監査人の対応」⁷(2017 年 7 月公表)

システム上重要な金融機関 (SIFIs) の監査委員会が、会計監査人の ECL に関する手続きを監督する際に考慮すべき主要な事項に関する GPPC メンバーの共通見解がガイダンスとして示されている。

IV. ASBJ 事務局の分析

4. 前項で概要をお示ししているとおり、監督当局等の各ガイダンスが公表された目的はさまざまであり、必ずしも会計上の取扱いに関するものだけではなく、ガバナンス及び監査に関連するものや、特定時期における見積りにおいて適用する具体的な仮定等に関するものも多く含まれている。また、単に IFRS 第 9 号の規定を強調しているだけのものも見受けられる。そのため、以下では、各文書に示されたガイダンスのうち、会計基準に関するものであり、かつ、IFRS 第 9 号の定めの確認に留まらず追加的な情報を提供するものと考えられる項目に関して、ステップ 2 での取扱いについて具体的な検討を行う。
5. 前項に基づき、審議事項(3)-2 参考資料で示した各ガイダンスのうち、IFRS 第 9 号の定めに関する追加的な情報を提供するものと考えられるものをその内容に従って分類・整理した上で抜粋しお示しすると、次のとおりである⁸。

⁷ The auditor's response to the risks of material misstatement posed by estimates of expected credit losses under IFRS 9 (2017 年 7 月公表)

⁸ 同様の内容を示す複数のガイダンスについては主なガイダンスの記載箇所のみ掲載している。

(1) IFRS 第9号の柔軟性を確認するガイダンス

- 将来予測を行う際、この経済ショックの性質と、経済支援措置が金融商品の全予想存続期間にわたり信用リスクに与える影響を検討すべきである。（審議事項(3)-2 参考資料 2. ESMA 「(3)ECL の見積り」より抜粋⁹⁾
- 財政難に応じて付与された返済一時猶予は、SICR が発生したかどうかを識別するための信頼できる代理変数と一般にみなされてきたものの、政府が承認した返済一時猶予（及び同様のスキーム）の場合には立場は異なり、返済一時猶予を許可された借手が一律に SICR に陥っていると考えるべきではない。（審議事項(3)-2 参考資料 5. PRA 「(2)返済一時猶予及び同様のスキームの扱い」より抜粋¹⁰⁾

(2) 国際的に活動する銀行における便法の利用を制限するガイダンス

- 国際的に活動する銀行における便法の利用は、制限されることを期待する。
- 「過大なコストや労力を掛けず、利用可能な合理的で裏付け可能な情報」について、銀行はこれを限定的に解釈しないことを期待する。
- 信用リスクが低い場合の除外規定について、この使用は制限されるべきと期待する。
(審議事項(3)-2 参考資料 1. BCBS の補論 「(3)実務上の便法」より抜粋¹¹⁾)

(3) 将来予測情報のシナリオや信頼できる予測の対象期間を超えた場合に関するガイダンス

- ベースラインのマクロ経済シナリオを確立する際は、重要な銀行は次のことを行う必要がある。
 - ・ マクロ経済予測と長期予測の2種類の予測を、それぞれの関連性に基づく重み付けでベースラインシナリオに組み入れる。

⁹⁾ その他、審議事項(3)-2 参考資料 3. EBA 「(1)信用リスクの著しい増大」、5. PRA 「(1)IFRS 第9号と将来予測情報」、「(3)コロナ禍によりコベナンツに抵触した借手の扱い」にも同様のガイダンスがある。

¹⁰⁾ その他、審議事項(3)-2 参考資料 2. ESMA 「(2)SICR の評価」、3. EBA 「(1)信用リスクの著しい増大」及び 6. IASB 「(1)SICR の評価及び将来予測」にも同様のガイダンスがある。

¹¹⁾ その他、審議事項(3)-2 参考資料 1. BCBS の補論 「(2)SICR の評価」にも同様のガイダンスがある。

<ul style="list-style-type: none">・ 短期見通しの特定期間のマクロ経済予測により大きな重みを割り当て、体系的にその重みを減らす。・ 特定の予測が関連性を失ったときはいつでも、長期予測を使用する。● 他のシナリオを使用する場合には、次のことが期待される。<ul style="list-style-type: none">・ これらのシナリオの確率及びベースラインからの乖離を原則に従って推定すること。・ 信頼できる予測の対象期間を超えて、シナリオに割り当てた確率及びベースラインからの乖離が、十分に長い期間にわたり得られた経験を反映しており、特定の年の予測に基づいていない。 <p>(審議事項(3)-2 参考資料 4. ECB 「(4)ベースラインのマクロ経済シナリオの確立」及び「(5)ベースラインシナリオと他のシナリオの使用」より抜粋)</p>
--

6. 前項で整理した各ガイダンスについて、我が国における実務上の困難性を軽減する上で必要な場合には取り入れることが考えられる。以下ではその観点から取り入れるべきかどうか検討を行う。

IFRS 第9号の柔軟性を確認するガイダンス

7. 本資料第5項(1)で示したIFRS第9号の柔軟性を確認するガイダンスは、IFRS第9号の要求事項を適用する上で追加的な情報であり、実務上の困難性を軽減することができる可能性がある。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下をベースとしたものであるためそのまま会計基準や適用指針で取り入れるべきものではないと考えられるが、その考え方について基準を理解する上で参考となる可能性があるため、結論の背景等において何らかの形で触れることを検討してはどうか。

国際的に活動する銀行における便法の利用を制限するガイダンス

8. 本資料第5項(2)で示した国際的に活動する銀行における便法の利用を制限するガイダンスは、実務上の便法の利用を制限するものであり、我が国の予想信用損失モデルの適用における困難性の軽減に繋がらないため、取り入れないことが考えられる。

将来予測情報のシナリオや信頼できる予測の対象期間を超えた場合に関するガイダンス

9. 本資料第5項(3)で示した将来予測情報のシナリオや信頼できる予測の対象期間を超えた場合に関するガイダンスは、将来予測におけるシナリオの重み付けに関する指定等、見積りにおける仮定やパラメータ等に関して具体的な特定を含んでおり、

我が国の予想信用損失モデルの適用における困難性の軽減に繋がらないため、取り入れないことが考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

10. 本資料第 4 項から第 9 項までの ASBJ 事務局の分析に基づき、原則として監督当局等から公表されたガイダンスは取り込まないこととするが、IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンスについては基準の理解を深め、実務上の困難性を軽減する可能性があることから結論の背景等で何らかの形で触れることを検討してはどうか。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局による分析及び本資料第 10 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上